

無担保個人ローン

商品名	住宅サポートローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ○お借入時の年齢が満20歳以上で、完済時年齢が満81歳未満の方 ○安定継続した収入があり公的健康保険制度に加入されている方 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ○当金庫にて一般社団法人しんきん保証基金が保証する住宅ローン（有担保）をご利用（予定）の方で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①本申込の回答が「可決」を得られている方 ②住宅ローン実行後6か月以内の方 ○個人信用情報照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みいただいている住宅ローンの対象物件に係る次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ・インテリアや家電等購入資金 ・引越費用、仮住まい費用 ※お申込み時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も取扱い可 ○自家用車・オートバイ・自転車購入資金 ○カーオーディオ・パーツ・タイヤ等の車両関連費用 ○車検費用・修理費用・運転免許取得費用 ○電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ○自動車ローンの借換え費用等 ※事業性の車両・車両関連費用、個人間の売買によるものは除きます。 ○当金庫、他金融機関・信販会社等（消費者金融は不可）の借換え資金 ※借換え対象となるのは無担保ローン ※カードローンの場合は解約条件
ご融資金額	○500万円以内（1万円単位、原則として融資金は支払先に振り込むものとします）
ご融資期間	○3か月以上5年以内かつお申込みいただいている住宅ローンの借入期間内（据置期間1年以内）
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ○変動金利 ・当金庫の「住宅サポートローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。 ・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。 ・毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合は期日までにお申し出ください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済（元金均等返済の取扱いはできません） ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資金額の50%以内となります。
保証人・担保	○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、「SBI生命保険株式会社団体信用生命保険制度」にご加入いただきます。 ○「SBI生命保険株式会社団体信用生命保険制度」 ※お借入れ時点で満66歳未満の方に限らせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・全疾病保障特約付団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病（悪性新生物[がん]、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（免責期間なし）。就業不能状態が12か月継続したら、保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病以外のすべての病気やケガ（精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（3か月免責あり）。就業不能状態が24か月継続したら、保険金によりローンの残債が返済されます。 ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・ワイド団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。団体信用生命保険より、お引受範囲が拡大されています。 ・保険期間は満81歳に達する日の前日までとなります。 ○当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。 ○詳しくは団体信用生命保険のご説明書をご覧ください。

<p>保証料</p> <p>団体信用生命保険料</p> <p>手数料</p> <p>※手数料は消費税等込</p>	<p>○保証料 金利に含まれています。</p> <p>○団体信用生命保険料 全疾病、一般、ワイドのいずれに加入の場合でも金利に含まれています。※どのタイプの団体信用生命保険に加入の場合でも、また不加入の場合でも適用する金利に変更はありません。不加入の場合でも連帯保証人は不要です。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規実行手数料 2, 200円 ・繰上返済手数料 5, 500円 ・その他変更手数料 5, 500円
<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○ご用意いただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証等） ・年収確認書類（お申込みいただいている住宅ローンでご提出いただいている場合は不要） ・見積書、注文書、請求書等の用途確認書類 ・借換え資金の場合 返済予定表と返済用預金通帳、その他

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては窓口にお問い合わせください。